

平成 21 年 1 月 27 日

## 道州制ビジョン懇談会 最終取りまとめに向けた論点整理（報告）（案）に関して

北海道知事 高橋 はるみ

昨年 12 月の道州制ビジョン懇談会集中審議に当たって、「道州制基本法（仮称）に関して」の意見を文書で提出し、懇談会の場で直接説明したところである。

今回の論点整理（報告）（案）においては、中間報告の内容を基本としつつ、集中審議で各委員から出された意見を掲載しているものとするが、既に提出した私の意見を今後の議論において、正確に反映していただけるよう、修正意見を書面にて提出する。

### 修正 1

#### 5 道州制における税財政制度

- ・各道州の特性に応じた基幹産業の育成によって税源を涵養する方策をあわせて講じておくことも重要かつ有効ではないか。



（修正後）

- ・ 財源保障・財政調整のしくみとあわせて各道州の特性に応じた基幹産業の育成によって税源を涵養する方策を~~あわせて~~講じておくことも重要かつ有効であり、道州制が我が国に根付くまでの過渡期においては、これを国策として行うべきではないか。

（修正理由）

私の意見の趣旨は、①税源を涵養する方策を講じること、②かつ、それを道州制が我が国に根付くまでの過渡期においては、これを国策として行うことであり、道州制実現のための必要な方策として①を行うためには、②の考え方は欠かせないため。

### 修正 2

#### 8 道州制特区推進法の活用

- ・道州制特区推進法を改正して、3 府県以上の広域連合も同法の対象団体とすべきではないか。



（修正後）

- ・道州制特区推進法を改正して、3 **都**府県以上の広域連合も同法の対象団体とすべきではないか。

（修正理由）

私の意見の趣旨は、道州制特区法の対象団体を増やし、全国的な道州制の議論を広げ、深めるべきということであり、この点については、あえて都を排除する必要はないと考えるため。